

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年7月1日  
(第12期) 至 平成23年6月30日

## 株式会社エリアクエスト

東京都目黒区中目黒二丁目6番20号京急建設イマビル3階

(E04008)

# 目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 生産、受注及び販売の状況	10
3. 対処すべき課題	10
4. 事業等のリスク	10
5. 経営上の重要な契約等	11
6. 研究開発活動	11
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
第3 設備の状況	13
1. 設備投資等の概要	13
2. 主要な設備の状況	13
3. 設備の新設、除却等の計画	13
第4 提出会社の状況	14
1. 株式等の状況	14
2. 自己株式の取得等の状況	24
3. 配当政策	24
4. 株価の推移	25
5. 役員の状況	26
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	27
第5 経理の状況	32
1. 連結財務諸表等	33
2. 財務諸表等	72
第6 提出会社の株式事務の概要	96
第7 提出会社の参考情報	97
1. 提出会社の親会社等の情報	97
2. その他の参考情報	97
第二部 提出会社の保証会社等の情報	98

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月29日
【事業年度】	第12期（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社エリアクエスト
【英訳名】	Area Quest Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清原 雅人
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒二丁目6番20号 京急建設イマビル3階
【電話番号】	03（5794）0220（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部課長 種崎 博寿
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒二丁目6番20号 京急建設イマビル3階
【電話番号】	03（5794）0220（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部課長 種崎 博寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月
売上高(千円)	1,530,490	1,015,906	879,896	735,597	595,697
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△94,601	△307,572	△179,471	14,423	△43,568
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△118,410	△556,529	△381,556	3,483	△50,970
包括利益(千円)	—	—	—	—	△49,596
純資産額(千円)	1,468,993	849,246	474,436	474,914	429,057
総資産額(千円)	1,804,860	1,073,364	614,682	598,222	540,058
1株当たり純資産額(円)	6,853.91	3,996.25	2,259.53	2,261.81	2,025.60
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△539.64	△2,611.42	△1,806.07	16.59	△242.75
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	81.4	79.1	77.2	79.4	78.8
自己資本利益率(%)	△7.3	△48.0	△57.7	0.7	△12.0
株価収益率(倍)	—	—	—	126.9	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	158,367	△5,922	△84,818	24,445	25,931
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△9,318	47,997	48,631	△8,720	△29,445
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	△178,286	△165,298	△91,272	△2,088	△3,020
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	369,315	246,091	118,632	132,269	125,734
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	101 〔4〕	80 〔2〕	49 〔1〕	39 〔1〕	36 〔—〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第8期、第9期、第10期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第8期、第9期、第10期及び第12期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月
売上高(千円)	749,000	413,800	289,600	345,600	241,740
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	117,578	△155,882	△177,310	19,969	△47,220
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	44,770	△496,578	△354,203	12,536	△89,038
資本金(千円)	991,100	991,100	991,100	991,100	991,100
発行済株式総数(株)	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000
純資産額(千円)	1,909,832	1,350,036	1,002,578	1,012,110	928,186
総資産額(千円)	2,192,083	1,532,713	1,099,049	1,064,044	961,992
1株当たり純資産額(円)	8,910.75	6,352.79	4,774.84	4,820.24	4,402.73
1株当たり配当額(円) (内、1株当たり中間配当 額)(円)	250 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)(円)	204.04	△2,330.11	△1,676.60	59.71	△424.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益(円)	203.75	-	-	-	-
自己資本比率(%)	87.1	88.1	91.2	95.1	96.1
自己資本利益率(%)	2.3	△30.5	△30.1	1.2	△9.6
株価収益率(倍)	52.5	-	-	35.3	-
配当性向(%)	122.5	-	-	-	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	15 〔4〕	12 〔3〕	9 〔1〕	8 〔1〕	8 〔-〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期、第10期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第9期、第10期及び第12期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

## 2 【沿革】

年月	事項
平成12年1月	東京都千代田区に資本金10,000千円をもってエリアルリンク株式会社（現 株式会社エリアクレスト）を設立
平成12年2月	エリアリサーチ株式会社（現 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（東京本社））を東京都千代田区に資本金10,000千円で100%子会社として設立
平成12年5月	商号をエリアリサーチ株式会社（現 株式会社エリアクレスト）に変更 100%子会社であるエリアリサーチ株式会社の商号をエリアルリンク株式会社（現 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（東京本社））に変更
平成12年9月	本社及び本店を東京都新宿区に移転
平成13年1月	株式会社クレストホールディングスの株式を100%取得 同社100%子会社の株式会社クレストプロパティーズ（現 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（東京本社））、株式会社クレストデータシステムズ（現 株式会社エリアクレスト不動産コンサルティング）及び株式会社クレスト不動産投資顧問を統合
平成13年3月	商号を株式会社エリアクレストに変更 エリアルリンク株式会社の商号を株式会社エリアルリンク（現 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（東京本社））に変更
平成13年5月	株式会社クレストホールディングスと合併 株式会社エリアルリンク（現 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（東京本社））、株式会社エリアクレストリサーチ（現 株式会社エリアクレスト不動産コンサルティング）、株式会社クレストプロパティーズ（現 株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（東京本社））及び株式会社クレスト不動産投資顧問を100%子会社とする事業持株会社に事業転換
平成14年6月	株式会社クレスト不動産投資顧問を清算
平成15年2月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成15年3月	株式会社日本総合ビルメンテナンスの株式を100%取得
平成16年3月	100%子会社である株式会社エリアルリンクの商号を株式会社エリアクレスト店舗に、株式会社クレストプロパティーズの商号を株式会社エリアクレストオフィスに、株式会社エリアクレストリサーチの商号を株式会社エリアクレストファシリティーズ（現 株式会社エリアクレスト不動産コンサルティング）に変更
平成16年4月	100%子会社である株式会社エリアクレストファシリティーズ（現 株式会社エリアクレスト不動産コンサルティング）と株式会社日本総合ビルメンテナンスが合併
平成16年10月	100%子会社である株式会社エリアクレストファシリティーズの商号を株式会社エリアクレスト不動産コンサルティングに変更
平成16年10月	株式会社リアルバリューを東京都港区に資本金30,000千円で100%子会社として設立
平成17年4月	株式会社エリアクレスト店舗&オフィス（大阪本社）を大阪府大阪市に資本金30,000千円で100%子会社として設立

年月	事項
平成18年 5月	100%子会社である株式会社エリアクエスト店舗（現 株式会社エリアクエスト店舗&オフィス（東京本社））と株式会社エリアクエストオフィスが合併 株式会社エリアクエスト店舗の商号を株式会社エリアクエスト店舗&オフィス（東京本社）へ変更
平成18年 6月	株式会社リアルバリューを清算
平成21年 5月	100%子会社である株式会社エリアクエスト不動産コンサルティングと株式会社エリアクエスト店舗&オフィス（大阪本社）が合併
平成21年 9月	本店を東京都目黒区へ移転

### 3【事業の内容】

当社グループの事業の内容及びグループ各社の当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。  
なお、当社グループは不動産ソリューション事業の単一セグメントであります。

#### (1) 不動産ソリューション事業

当社グループが展開する不動産ソリューション事業は、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供し、同時に、事業用不動産を使用する借主に対して、日常的なファシリティ（施設）を効率よく運営するためのサービスを提供しております。

##### ① プロパティマネジメント事業

プロパティマネジメントとは、ビル所有者又はビル経営者に代わりビルの「経営・運営」と「管理」を行う業務であり、ビルのキャッシュ・フロー管理を前提に、不動産の収益性を追求するとともにその資産価値の維持・向上を目指していくことを目的としております。

当社グループが行うプロパティマネジメントは、ビルの所有者又はビルの経営者に対して、ビルを使用する借主のニーズマーケティングからテナント誘致及びリーシングノウハウの提供までを行う成功報酬型のリーシングマネジメント業務、ビルの所有者又はビルの経営者に対して、ビル経営における諸問題を解決するためのアドバイスと情報提供を行うリスクマネジメント業務及びビルの所有者又はビルの経営者に対して、ビルの清掃・設備・警備管理等のメンテナンス業務から業務賃貸借契約の更新業務の請負までを行う、コストマネジメント業務であります。

リーシングマネジメント業務において、当社グループは、強いテナント誘致力を背景に、顧客であるビル所有者又はビル経営者が所有するビルの空室率上昇の抑制を図り、ビルが生み出すキャッシュ・フローの極大化を目指しております。そのため、当社グループは、顕在的借主へのアプローチにとどまらず、ニーズが明確化されていない段階の潜在的借主に積極的にアプローチを行い、借主の情報を収集・蓄積しております。借主の情報がより多く蓄積されることが、結果、貸主とのマッチング力を高め、貸主所有の不動産の収益性を追求することになり、ビルのキャッシュ・フローを高めるといふプロパティマネジメントの目的に合致することになると考えております。当社グループはこのように、借主の情報及び貸主の情報を日常の営業活動により取得しております。それらの情報を、当社で開発したシステムを利用したデータベースに日々蓄積し、更新することにより、当社グループ独自の情報を利用したデータベースマーケティングを行っております。なお、リーシングマネジメント業務の収益は、原則として貸主と借主の賃貸借契約が締結された時点で顧客より手数料として受領しております。

リスクマネジメント業務において、当社グループは、ビル経営における諸問題を解決していくためのアドバイスや情報を提供する業務とビルメンテナンスをパッケージ化した「プレミアム会員」サービスを、ビル所有者又はビル経営者に提供しております。

コストマネジメント業務において、当社グループは、リーシングマネジメント業務とリスクマネジメント業務との顧客のシナジー効果を活かして、ビルの清掃・設備・警備等のビルメンテナンスから、賃貸借契約の更新業務の請負までを行っております。

なお、プロパティマネジメント事業の内、リーシングマネジメント業務については株式会社エリアクエスト店舗&オフィスが行っておりますが、株式会社エリアクエスト不動産コンサルティングから顧客の紹介を受けることも多くあります。また、リスクマネジメント業務及びコストマネジメント業務については株式会社エリアクエスト不動産コンサルティングが行っております。

##### ② アウトソーシング事業

アウトソーシング事業の業務は、店舗出店を行っていくクライアントから店舗開発の業務委託を受けクライアントの戦略的な店舗出店を実現させていく店舗開発受託業務、オフィス開設を行うクライアントに対して企業の事業戦略を実現するために適切なオフィスを開設する戦略アドバイスを行うファシリティマネジメントコンサルティング業務であります。

店舗開発受託業務については、多店舗展開を画策する企業を中心に、各企業さまさまざまな店舗業態を所有しているなかで、各企業独自の戦略を策定することから、出店物件の調査・選定、設備環境の問題解決、そして最終的に出店を実現するところまで業務受託を行っております。当社グループは、各クライアントの店舗の業態情報及び出店戦略を入手し、各クライアントの戦略立地に人員を派遣し集中的に情報を入手し、またクライアントの出店意思を直接貸主に伝えていきます。当社グループに業務を委託することにより、各クライアントは従来の情報入手、立地調査及び貸主との折衝等の業務が短縮され効率よい出店を実現させていきます。さらに当社グループは、退店情報についても各クライアントから入手することにより、退店クライアントの退店コストを削減し、スクラップ&ビルドの店舗網再構築を容易にすることができると考えており、新たな顧客開拓の手段として活用しております。



ファシリティマネジメントコンサルティング業務については、オフィスを賃貸借で開設している企業に対して効率的なオフィスを開設するコンサルティングを行っております（※1）。当社グループのファシリティマネジメントコンサルティング業務は、従来の単なる借主の賃借条件（立地、予算、規模等）と物件情報のマッチングによるオフィスの開設ではなく、長期的且つ経営的視点で計画的にオフィスを開設することにより、設備投資の最小化、機能性・生産性等に対する効用の最大化等の、借主の事業収益につながる一つの経営資源としてのオフィスを開設する提案を行っております。

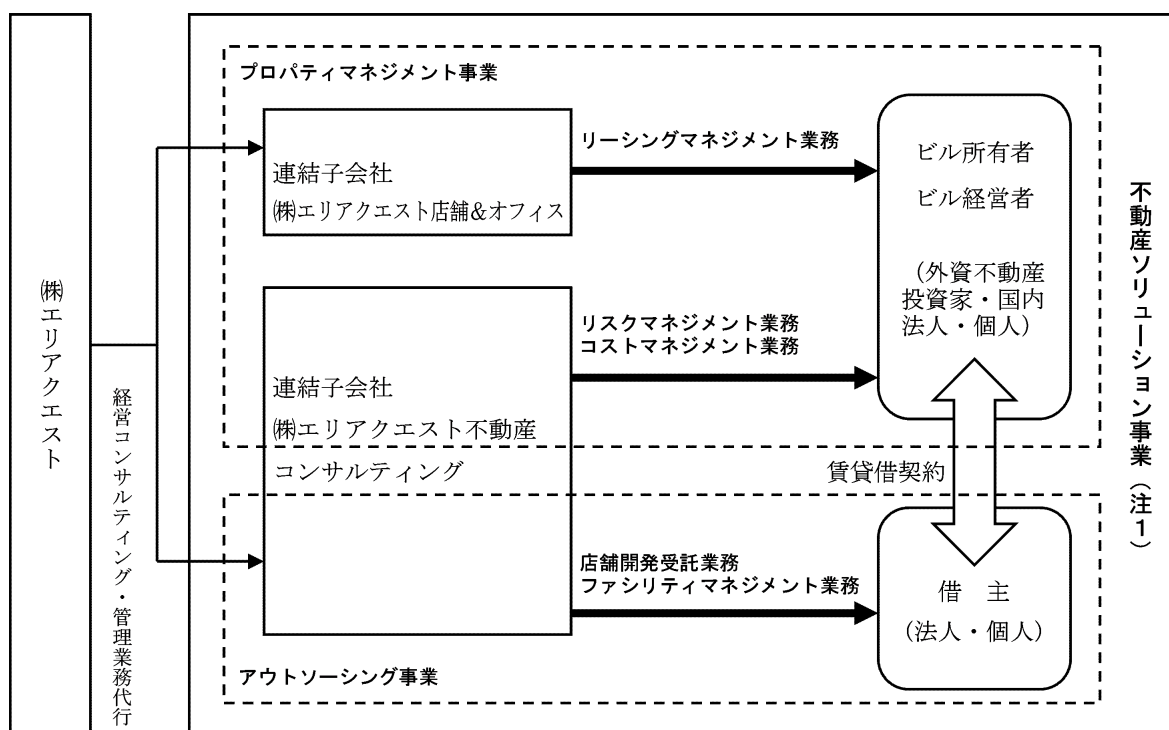
なお、アウトソーシング事業は、株式会社エリアクエスト不動産コンサルティングが行っております。

（※1）ファシリティマネジメントとは、企業が事業活動を展開するために、自ら使用する施設（建物・設備）および利用する人の環境（空間）を、経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営活動であります。

（2）その他の事業

当社グループは、平成22年8月31日に、その他事業（経営コンサルティング事業及び投資事業）を廃止しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



（注） 不動産ソリューション事業…プロパティマネジメント事業、アウトソーシング事業

当社は持株会社として、連結子会社2社に対して経営コンサルティング及び管理業務代行を行っており、各社との間で締結している経営コンサルティング契約、管理業務受託契約、採用業務受託契約及びシステム管理業務契約に基づき、コンサルティングフィー及び業務受託料を得ております。なお、当該取引は連結上消去されております。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング (注) 2	東京都目黒区	30,000	不動産ソリューション事業	100	経営コンサルティング、管理・採用業務等受託 資金援助あり 役員の兼任2名
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス (注) 2	東京都目黒区	30,000	不動産ソリューション事業	100	経営コンサルティング、管理・採用業務等受託 資金援助あり 役員の兼任2名

(注) 1. 当社グループは、不動産ソリューション事業の単一セグメントであります。

2. 株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング、株式会社エリアクエスト店舗&オフィスについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

#### 主要な損益情報等

	株式会社エリアクエスト 不動産コンサルティング 自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日	株式会社エリアクエスト 店舗&オフィス 自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日
①売上高（千円）	424,279	182,137
②経常利益（千円）	2,504	1,147
③当期純利益（千円）	2,211	856
④純資産額（千円）	△116,050	△160,577
⑤総資産額（千円）	68,686	61,177

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産ソリューション事業	28
全社（共通）	8
合計	36

(注) 全社（共通）として、記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
8	37.6	4.1年	4,000,258

セグメントの名称	従業員数（名）
全社（共通）	8
合計	8

（注）記載されている従業員は、全社（共通）に属しているものであります

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善によって景気は、緩やかな回復基調の兆しがみえてまいりました。しかしながら、雇用不安や円高の進行及び原油高などにより総じて厳しい状況が続きました。更に、本年3月には東日本大震災の影響による経済の混乱など先行きの不透明感の強い状況となりました。

不動産業界においては、金融機関の融資姿勢の緩和等により、全体的に回復の兆しが見え始めておりましたが、当該地震以降、企業の出店意欲の低下や個人消費の抑制等が懸念され、実体経済は依然として予断を許さない状況で推移しております。

このような厳しい環境下、当社グループにおきましては、現在進行中の、固定費の抑制によるコスト削減を更に押し進め、成功報酬型の売上構造からストック収入型の売上拡大を図り、安定した収益力の強化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高595,697千円（前年同期比19.02%の減少）、営業損失45,783千円（前年同期は12,051千円の営業利益）、経常損失43,568千円（前年同期は14,423千円の経常利益）、当期純損失は50,970千円（前年同期は3,483千円の純利益）となりました。

#### (2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ6,535千円減少し、当連結会計年度末残高は125,734千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、25,931千円（前年同期比6.1%増）となりました。これは、減価償却費の計上37,661千円及び売上債権の減少36,915千円等が、税金等調整前当期純損失49,429千円を上回ったためであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、29,445千円（前年同期比237.7%増）となりました。これは、投資有価証券の取得による支出59,322千円及び有形固定資産の取得による支出20,149千円等が、投資有価証券の売却による収入33,741千円及び保険積立金の解約による収入28,402千円等を上回ったためであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、3,020千円（前年同期比44.6%増）となりました。これは、長期借入金の返済による支出3,000千円等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは不動産ソリューション事業を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、生産実績は記載しておりません。

### (2) 仕入実績

当社グループは不動産ソリューション事業を主体とする会社であり、仕入活動を行っていないため、仕入実績は記載しておりません。

### (3) 受注状況

当社グループは不動産ソリューション事業を主体とする会社であり、受注活動を行っていないため、受注状況は記載しておりません。

### (4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を不動産ソリューション事業の事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第12期 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	前年同期比 (%)
プロパティマネジメント事業 (千円)	456,495	84.7
アウトソーシング事業 (千円)	139,201	70.7
合計 (千円)	595,697	81.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当社グループでは、対処すべき今後の課題を以下の通り認識しております。

### ①早期黒字化

安定した早期黒字化を最優先の目標とし、コスト削減及び売上向上を図って参ります。

### ②売上構造改革の加速

不動産ソリューション事業のさらなる業容拡大を目指しながら、成功報酬型の売上構造からストック収入型の売上拡大を引き続き図ってまいります。

## 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### ①経済状況について

当社グループが事業を営む不動産業界においては、急激な景気後退に伴うさらなる経済環境悪化により、当社の取り巻く環境は厳しい状態が続いており、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ②法的規制について

連結子会社株式会社エリアクエスト店舗&オフィスは収益不動産の賃貸仲介業務を行っており、宅地建物取引業法及び関係法令の規制を受けております。当社グループが営む事業においては、国土交通大臣・都道府県知事から免許を受ける必要があります。

当社グループは、法令順守を徹底した社員教育を行いコンプライアンス体制の整備に努めておりますが、同法及び関係法令に定められた事項に違反した場合、免許取消を含む行政処分がなされる可能性があり、免許取消等の処分がなされた場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

### ③人材について

当社グループの営む各事業は、何れも人的資本により成り立っており、一定の人員数の維持及び確保が経営上の重要な課題となっております。

当社グループの求める人材が十分に確保できない場合又は現在在職している人材が流出し、必要な人員数を確保できなくなった場合、当社グループの業績及び今後の事業推進に影響を与える可能性があります。

### ④顧客情報について

当社グループは営業活動に伴って入手した顧客情報を、当社独自に開発したシステムに蓄積しており、顧客情報の管理に注意を払っておりますが、外部からの不正な手段によるサーバ内侵入等により、顧客情報の外部漏洩がなされた場合、当社グループの信用力が低下し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ⑤マザーズ上場廃止基準への抵触について

当社は、平成23年8月に、東京証券取引所有価証券上場規程第603条第1項5号aに基づくマザーズ上場廃止基準に抵触し、現在マザーズ上場廃止の猶予期間に入っております。当社は東京証券取引所有価証券上場規程に基づき、事業の現状、今後の展開、事業の改善、その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を平成23年11月末までに東京証券取引所に提出する予定ですが、その場合であっても、猶予期間が終了する平成24年5月末までに、当社の「月間平均時価総額」及び「月末時価総額」が3億円以上とならない場合は、当該規程により当社の株式は平成24年6月の整理ポスト期間1カ月を経て、上場廃止となります。

当社の株式がマザーズ上場廃止となった場合は、上場市場での売買ができなくなり、換金性が著しく低下いたします。

また、上場廃止基準である時価総額3億円は、東京証券取引所による平成23年12月末を期限とする上場廃止基準の緩和措置により、本来5億円である時価総額基準が3億円に変更されたものであります。当社の「月間平均時価総額」及び「月末時価総額」が猶予期間中に3億円以上に回復し、上場廃止とならない場合も、上記緩和措置が延期されない限り、平成24年1月以降は5億円以上の時価総額とならなければ、再度上場廃止基準に抵触し、猶予期間に入ることとなります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループにおける財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているとおりであります。

当社グループは、税効果会計、貸倒引当金、投資その他の資産の評価等に関して、過去の実績や当該取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産・負債の帳簿価額及び利益・費用の金額に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これら見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績及び財政状態の分析

① 経営成績

当連結会計年度における経営成績の概況については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

② 財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、188,835千円となり、前連結会計年度末と比較して、65,547千円減少しました。主な減少要因は、売掛金の減少36,915千円によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、351,222千円となり、前連結会計年度末と比較して、7,383千円増加しました。主な増加要因は、投資有価証券の増加38,198千円によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、68,248千円となり、前連結会計年度末と比較して、20,097千円減少しました。主な減少要因は、未払金の減少15,030千円によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、42,752千円となり、前連結会計年度末と比較して、7,789千円増加しました。その主な増加要因は、固定負債のその他の増加10,789千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、429,057千円となり、前連結会計年度末と比較して、45,856千円減少しました。その主な減少要因は、当期純損失の計上による利益剰余金50,970千円の減少によるものであります。

これらの結果、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて58,163千円減少し、540,058千円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

② 財務政策

当社グループは現在、運転資金及び設備投資資金につきましては、内部資金又は借入により資金調達することとしております。売上債権の圧縮及び有価証券の売却等、資金の効率を高め、財務基盤の健全化を進めていく方針であります。

当社グループは、健全な財務状態及び営業活動によりキャッシュ・フローを生み出す能力があることにより、当社グループの成長を維持するために将来必要となる資金を調達することが可能と考えております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は20,149千円であります。主なものは、子会社のプロパティマネジメント事業に係る賃貸借物件の内装工事等であります。

なお、設備投資額には、有形固定資産のほか無形固定資産及び長期前払費用を含めております。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成23年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (名)
			建物 (千円)	器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	全社	建物附属設備及び情報通信機器等	37,844	28,755	66,599	8

##### (2) 国内子会社

平成23年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額	従業員数 (名)
				建物 (千円)	
株式会社エリアクエスト店舗& オフィス	本社 (東京都目黒区)	不動産ソリューション事業	賃貸借物件内装工事等	12,652	14

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 現在休止中の設備はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	864,800
計	864,800

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	225,000	225,000	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用 していません。
計	225,000	225,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年9月28日定時株主総会特別決議 第2回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成23年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	85	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,700	1,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	25,000
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成16年1月1日から 平成24年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	(注) 3
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

## (平成15年9月28日定時株主総会特別決議 第3回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成23年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240	240
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,800	32,800
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成24年12月31日まで	平成16年1月1日から 平成24年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,800 資本組入額 16,400	発行価格 32,800 資本組入額 16,400
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	(注) 3
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 行使時に払込をすべき金額は、権利付与日以降に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

(株式の分割または併合が行われる場合)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}$$

3. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ③ 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ④ その他権利行使の条件については、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、従業員または顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります  
 (平成22年9月28日定時株主総会特別決議 第5回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成23年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	185	185
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,250	9,250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,847	1,847
新株予約権の行使期間	平成24年11月9日から 平成32年10月15日まで	平成24年11月9日から 平成32年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,847 資本組入額 924	発行価格 1,847 資本組入額 924
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

## (平成22年9月28日定時株主総会特別決議 第6回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成23年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,847	1,847
新株予約権の行使期間	平成24年11月9日から 平成32年10月15日まで	平成24年11月9日から 平成32年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,847 資本組入額 924	発行価格 1,847 資本組入額 924
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,250株

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。

但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数（50株。但し、上記1. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位にある事を要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者の相続人による行使はできないものとする。

③その他権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が、上記2. で定められる行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

下記5. に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年7月1日～ 平成18年6月30日 (注) 1	8,700	225,000	80,250	991,100	80,250	418,976
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 (注) 2	—	225,000	—	991,100	△418,976	—

(注) 1. 新株引受権及び新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 資本準備金の減少は会社法第448条第1項に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

## (6) 【所有者別状況】

平成23年6月30日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	8	23	4	8	5,295	5,339	—
所有株式数(株)	—	517	2,477	9,409	944	203	211,450	225,000	—
所有株式数の割合(%)	—	0.22	1.10	4.18	0.41	0.09	93.96	100.00	—

(注) 1. 自己株式15,029株は、「個人その他」に含めて記載しております。

2. 「その他の法人」には㈱証券保管振替機構名義の株式が15株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
清原 雅人	東京都渋谷区	71,790	31.90
鈴木 洋	愛知県一宮市	16,008	7.11
伊藤 真奈美	埼玉県新座市	4,200	1.86
小林 祐司	東京都世田谷区	3,794	1.68
エリアクエストグループ従業員持株会	東京都目黒区中目黒二丁目6-20	2,299	1.02
有限会社グローバルテクノロジー	東京都渋谷区代々木四丁目41-7	2,000	0.88
株式会社グレース	東京都新宿区西新宿五丁目10-7	2,000	0.88
エヌ・エス・アール株式会社	東京都中央区銀座七丁目13-10	1,992	0.88
後閑 和洋	山形県西置賜郡白鷹町	1,839	0.81
大山 実	三重県志摩市	1,758	0.78
計	—	107,680	47.86

(注) 上記のほか、自己株式が15,029株あります。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,029	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 209,971	209,956	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	225,000	—	—
総株主の議決権	—	209,956	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が15株含まれております。

なお「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個が含まれておりません。

## ② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社エリアクエスト	東京都目黒区中目黒二丁目6番20号	15,029	—	15,029	6.67
計	—	15,029	—	15,029	6.67

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成15年9月28日定時株主総会決議 第2回新株予約権)

旧商法(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21)の規定に基づく特別決議によるものであります。

決議年月日	平成15年9月28日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



(平成15年9月28日定時株主総会決議 第3回新株予約権)

旧商法(平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21)の規定に基づく特別決議によるものであります。

決議年月日	平成15年9月28日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成22年9月28日定時株主総会特別決議 第5回新株予約権)

会社法の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対してストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

決議年月日	平成22年9月28日定時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社監査役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年9月28日定時株主総会特別決議 第6回新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に特に有利な条件でストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議されたものであります。

決議年月日	平成22年9月28日定時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	15,029	—	15,029	—

## 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、安定的な配当を心がけるとともに各期の経営成績の状況等を勘案して、配当性向を意識し、株主への利益還元策を総合的、かつ積極的に検討したいと考えております。

当社剰余金の配当は、期末配当の年1回を方針としております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

当期の配当につきましては、当期におきましては、当期の業績を鑑み、無配にすることを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、社内インフラの構築等へ有効投資してまいりたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当はありません。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月
最高(円)	19,530	11,000	3,950	3,260	2,190
最低(円)	8,410	3,100	1,110	1,545	1,110

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	2,180	2,090	1,949	1,500	1,500	1,435
最低(円)	1,908	1,800	1,110	1,300	1,323	1,321

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	清原 雅人	昭和42年2月2日生	平成3年4月 野村証券(株)入社 平成10年4月 (株)クエストプロパティーズ(現 (株)エリアクエスト店舗&オフィス(東京本社)) 取締役就任 平成12年1月 当社設立代表取締役社長就任(現任) 平成15年10月 (株)エリアクエスト店舗&オフィス(東京本社) 代表取締役就任(現任) (株)エリアクエスト不動産コンサルティング代表取締役就任(現任)	(注)3	71,790
取締役	—	鈴木 洋	昭和19年7月19日生	昭和39年1月 (株)ベルテクノ入社 昭和39年1月 (株)ベルテクノ取締役就任 昭和44年3月 (株)ベルテクノ代表取締役社長就任 平成16年7月 (株)ベルテクノ代表取締役会長就任 平成17年9月 当社取締役就任(現任) 平成21年6月 (株)ベルテクノ取締役会長就任 平成23年6月 (株)ベルテクノ代表取締役社長就任(現任)	(注)3	16,008
取締役	—	前畑 伸光	昭和27年7月7日生	昭和45年4月 日本ユニゲル(株)入社 昭和51年4月 山田久就衆議院議員秘書 平成2年2月 田辺広雄衆議院議員秘書 平成6年7月 (社)日本タイ・文化協会理事 平成20年8月 ジェイエス量販事業協同組合専務理事(現任) 平成23年9月 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	丸山 秀治	昭和9年2月3日生	昭和31年4月 三井物産(株)入社 昭和48年7月 アングロケミカルメタルズ会社取締役就任 昭和57年6月 ベル三井物産(株)社長就任 平成2年6月 三井物産(株)取締役就任 平成5年6月 三井情報開発(株)代表取締役社長就任 平成10年6月 同社相談役就任 平成12年6月 同社顧問就任 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4	100
監査役	—	水上 孝一	昭和24年10月14日生	昭和55年3月 (株)経済界入社 平成17年3月 (有)ケイ・エム・シー取締役就任 平成18年9月 (有)ケイ・エム・シーに改組し代表取締役社長就任(現任) 平成22年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	—	石川 盛章	昭和46年5月12日生	平成9年4月 ロータス(株)入社 平成13年7月 親和ビル(株)取締役就任(現任) 平成23年9月 当社監査役就任(現任)	(注)5	—
計						87,898

- (注) 1. 取締役鈴木洋及び前畑伸光は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役丸山秀治、水上孝一及び石川盛章は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役清原雅人、鈴木洋及び前畑伸光の任期は、平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役丸山秀治及び水上孝一の任期は、平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役石川盛章の任期は、前任者の補欠として選任されたため、当社の定款の定めにより、平成23年6月期に係る定時株主総会終結の時から前任杉浦茂樹の任期が満了する平成24年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役石川盛章は取締役鈴木洋の子の配偶者であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、その重点を株主利益向上に置き、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な課題と認識しております。その一環といたしまして、意思決定の迅速化、経営の透明化等を意識しコンプライアンスの徹底等が機能する体制の構築に取り組んでまいります。

#### ①企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

重要な意思決定については、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成されている取締役会において審議の上、取締役会において決議されております。また、取締役会で決議された事項においては、経営会議に迅速に伝達を行うことにより、業務執行責任の明確化を図っております。当社は、監査役制度を採用しており、株主総会のもとに法定機関である取締役会、監査役会を設置し、毎月定例取締役会を開催すると同時に、年間数回の監査役会を開催しております。毎月開催される取締役会においては、重要事項の審議、業務執行に関する検討・審議など、監督機関としての運営を行っております。さらに、月2回の経営会議及び月1回のグループ経営会議を設けております。当該会議を通じて、法令遵守の精神を繰り返し確認すると共に、激変する経済環境への対応を協議しております。

##### ロ. 企業統治の体制を採用する理由

業務執行の監査・監督については、全ての取締役会に社外取締役及び社外監査役の参加を義務付けており、取締役相互間による監督と監査役会による監査により行っており、上記の体制が適切であると判断し、意思決定の迅速化、経営の透明化等を意識しコンプライアンスの徹底を図っております。

##### ハ. 内部統制システムの整備の状況

###### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告される。

###### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

###### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

それぞれの担当部署にて、マニュアル及び研修の実施を行うものとし、リスク状況の監視及び全社的対応は総務部門が担当する。また、「お客様相談室」を通じてクレーム発生と対応状況を一元管理し、その内容を報告するものとする。

###### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な目標を定め、また、業務担当取締役は各部門の具体的な目標を含めた効率的な達成方法を定めるものとする。また、全社的な業務の効率化を実現するためにシステム構築を行っていく。

###### 5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の内部監査を当会社が直接的に行うことにより、内部統制の実効性を高める。また、グループ幹部会議を通じてグループ各社の幹部を直接的に育成し、法令遵守・リスク管理体制を構築していく。

###### 6. 監査役会の職務を補助すべき使用人の体制

監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査部門の使用人に直接命じることができる。また、その処遇については取締役と監査役が意見交換を行うものとする。

###### 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項が発生した時は、すみやかに報告する体制を整備する。

###### 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役及び取締役との間で定期的に意見交換を行う場を設置する。

## ニ、リスク管理体制の状況

当社は、取締役会及び経営会議にて情報を共有し、リスクの早期発見と未然の防止に努めております。

また、「お客様相談室」を設置し、法令遵守の企業倫理の浸透、定着に努めてまいりました。また、リスクを統計的に分析することを通じてトラブルの発生を防止するリスク管理の運用を行っております。これにより、業務上発生するリスクの未然の防止と軽減に取り組んでおります。

## ホ、責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役にふさわしい人材の確保を容易にすることを目的とするものであります。

## ②内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査担当1名、常勤監査役1名、非常勤監査役2名となっております。また、当社は、当社及びグループ各社に対する業務の適切かつ健全な運営を確保することを目的に内部監査を実施しております。実施した事項のうち重要な事項については経営会議及び監査役会に報告するとともに、内部監査結果等を踏まえ、当社各部門及びグループ各社への提言等を行っております。また、内部監査担当は常勤監査役に重要なポイント等について意見交換等を行い、常に内部監査と監査役監査の連携の強化に努めております。

監査役は取締役の業務執行を監査するため、取締役会に常に出席し取締役の業務執行を監査し適宜意見を述べると共に経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めており、さらに、監査の方針、業務の分担等に基づき当社の監査及び子会社等の調査を実施し、監査の充実を図っております。

また、監査報告会を定期的に開催し、監査法人、監査役及び内部監査担当が出席し、常に監査の連携の強化に努めております。

## ③社外取締役及び社外監査役

当社の取締役は3名で社外取締役が2名、監査役は3名のうち3名が社外監査役であります。

社外取締役の鈴木洋氏は当社株式を16,008株保有し、社外監査役の丸山秀治氏は当社株式を100株保有しております。社外監査役の水上市孝一氏は、(株)ケイ・エム・シーの代表取締役であり、当社が同社と経営顧問契約を締結しております。

上記以外の社外取締役及び社外監査役は、当社と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役及び社外監査役は、専門的見地や幅広い経験から意見を述べていただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当社といたしましては、取締役会を監視・監督するにあたり、十分機能しており、取締役会の適正な意思決定に貢献していると考えております。また、社外監査役、会計監査人及び内部監査の連携・相互補完のため、監査報告会を定期的に設けており、より一層の関係強化に努めております。

また、取締役3名のうち2名が社外取締役であり、監査役3名すべてが社外監査役であることから、取締役会を監視・監督するにあたり、十分機能すると考えております。

なお、当社は平成22年9月開催の定時株主総会にて選任された、社外監査役の水上市孝一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

## ④役員報酬等

イ、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	50,262	48,600	1,662	—	—	2
社外役員	11,192	9,780	1,412	—	—	5

ロ、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### ハ、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役報酬は、平成18年9月26日開催の第7回定時株主総会で決議された80百万円（年額）を限度額とし、監査役報酬は、平成18年9月26日開催の第7回定時株主総会で決議された25百万円（年額）を限度額としております。

#### ⑤株式の保有状況

イ、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

ロ、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	37,500	43,466	—	—	(4,275)
上記以外の株式	30,706	64,505	789	5,300	△3,747

(注) 「評価損益の合計額」の( )外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

#### ⑥会計監査の状況

当社は、会計監査について霞が関監査法人を選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名 小林和夫、船井宏昌、剣持俊夫
- ・監査業務にかかる補助者の構成 公認会計士 4名、その他 2名

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

#### ⑦取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

#### ⑧取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累計投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ⑩自己株式取得の決定機関

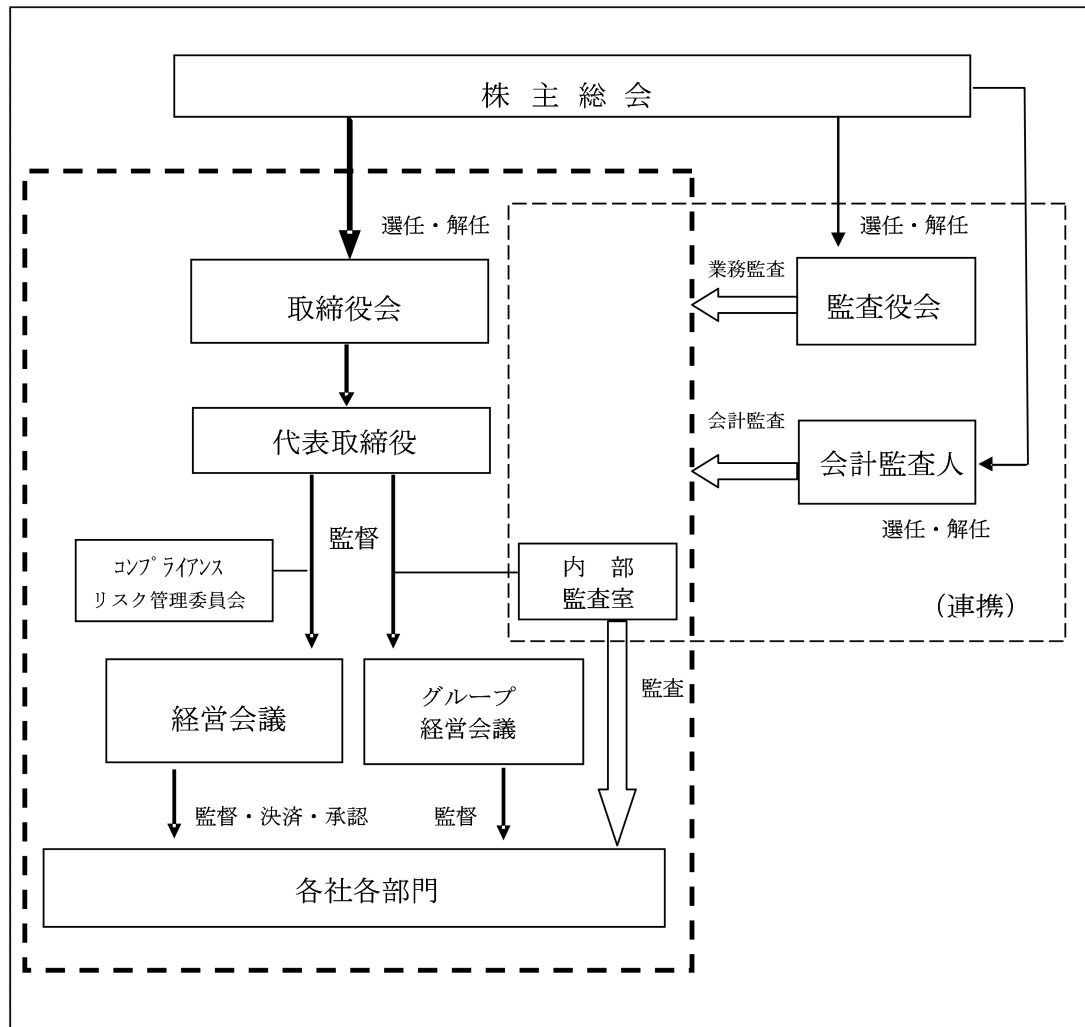
当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。



①中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

以上のコーポレート・ガバナンス体制の状況について、概念図を示すと次のとおりであります。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	21,500	—	19,100	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,500	—	19,100	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)  
該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度（自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

事業規模、監査日程等を総合的に勘案の上決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）及び当事業年度（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）の財務諸表について、霞が関監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

① 会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年6月30日)	当連結会計年度 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	132,269	125,734
売掛金	87,902	50,987
営業投資有価証券	10,841	—
その他	25,520	14,453
貸倒引当金	△2,149	△2,338
流動資産合計	254,383	188,835
固定資産		
有形固定資産		
建物	95,295	108,944
減価償却累計額	△51,577	△58,448
建物（純額）	43,717	50,496
工具、器具及び備品	202,676	209,176
減価償却累計額	△172,261	△180,346
工具、器具及び備品（純額）	30,414	28,829
車両運搬具	19,784	11,284
減価償却累計額	△12,340	△8,115
車両運搬具（純額）	7,443	3,168
土地	32	32
有形固定資産合計	81,608	82,527
無形固定資産		
ソフトウェア	27,716	8,167
その他	2,342	2,342
無形固定資産合計	30,059	10,510
投資その他の資産		
投資有価証券	70,207	108,405
敷金及び保証金	30,234	39,439
長期前払費用	3,592	4,232
長期貸付金	—	17,360
繰延税金資産	3,515	2,572
保険積立金	72,381	53,521
会員権	43,583	41,924
その他	18,456	530
貸倒引当金	△9,800	△9,800
投資その他の資産合計	232,170	258,184
固定資産合計	343,838	351,222
資産合計	598,222	540,058

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年6月30日)	当連結会計年度 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27,820	15,608
1年内返済予定の長期借入金	3,000	3,000
未払金	50,878	35,848
未払法人税等	3,185	1,575
その他	3,460	12,215
流動負債合計	88,345	68,248
固定負債		
長期借入金	25,500	22,500
その他	9,462	20,252
固定負債合計	34,962	42,752
負債合計	123,307	111,000
純資産の部		
株主資本		
資本金	991,100	991,100
資本剰余金	418,976	418,976
利益剰余金	△681,798	△732,769
自己株式	△248,241	△248,241
株主資本合計	480,036	429,065
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△5,121	△3,747
その他の包括利益累計額合計	△5,121	△3,747
新株予約権	—	3,739
純資産合計	474,914	429,057
負債純資産合計	598,222	540,058

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	735,597	595,697
売上原価	375,165	328,609
売上総利益	360,431	267,088
販売費及び一般管理費		
役員報酬	68,200	58,380
給与手当	26,608	35,722
法定福利費	8,386	9,003
求人費	620	840
減価償却費	56,780	37,109
地代家賃	11,908	9,607
広告宣伝費	11,963	5,681
通信費	9,057	8,301
旅費及び交通費	8,337	7,166
支払手数料	51,539	43,083
顧問料	15,451	13,785
業務委託費	19,525	8,845
その他	60,000	75,342
販売費及び一般管理費合計	348,379	312,871
営業利益又は営業損失(△)	12,051	△45,783
営業外収益		
受取利息	47	190
受取配当金	294	789
その他	2,950	2,303
営業外収益合計	3,292	3,283
営業外費用		
支払利息	920	1,069
営業外費用合計	920	1,069
経常利益又は経常損失(△)	14,423	△43,568
特別利益		
投資有価証券売却益	2,903	5,300
固定資産売却益	—	※1 1,109
特別利益合計	2,903	6,410

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
特別損失		
固定資産除却損	※1 504	—
固定資産売却損	—	※2 175
投資有価証券売却損	3,358	—
投資有価証券評価損	5,134	5,833
会員権評価損	—	1,659
事務所移転費用	1,123	590
和解金	2,150	1,835
保険解約損	—	776
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,400
特別損失合計	12,272	12,271
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	5,054	△49,429
法人税、住民税及び事業税	1,571	1,541
法人税等合計	1,571	1,541
少数株主損益調整前当期純損失(△)	—	△50,970
当期純利益又は当期純損失(△)	3,483	△50,970

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△50,970
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	1,374
その他の包括利益合計	—	1,374
包括利益	—	△49,596
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△49,596



## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)		当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
前期末残高		991,100		991,100
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		991,100		991,100
<b>資本剰余金</b>				
前期末残高		418,976		418,976
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		418,976		418,976
<b>利益剰余金</b>				
前期末残高		△685,281		△681,798
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失(△)		3,483		△50,970
当期変動額合計		3,483		△50,970
当期末残高		△681,798		△732,769
<b>自己株式</b>				
前期末残高		△248,241		△248,241
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		△248,241		△248,241
<b>株主資本合計</b>				
前期末残高		476,552		480,036
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失(△)		3,483		△50,970
当期変動額合計		3,483		△50,970
当期末残高		480,036		429,065
<b>その他の包括利益累計額</b>				
<b>その他有価証券評価差額金</b>				
前期末残高		△2,116		△5,121
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△3,005		1,374
当期変動額合計		△3,005		1,374
当期末残高		△5,121		△3,747

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	—	—
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	3,739
当期変動額合計	—	3,739
当期末残高	—	3,739
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	474,436	474,914
<b>当期変動額</b>		
当期純利益又は当期純損失（△）	3,483	△50,970
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,005	5,114
当期変動額合計	478	△45,856
当期末残高	474,914	429,057

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	5,054	△49,429
減価償却費	56,780	37,661
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,400
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,149	189
受取利息及び受取配当金	△342	△979
支払利息	920	1,069
固定資産売却損益(△は益)	—	△933
固定資産除却損	504	—
投資有価証券評価損益(△は益)	5,134	5,833
投資有価証券売却損益(△は益)	455	△5,300
売上債権の増減額(△は増加)	△41,109	36,915
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	128	—
仕入債務の増減額(△は減少)	6,178	△12,212
その他	△6,576	16,272
小計	29,279	30,484
利息及び配当金の受取額	342	979
利息の支払額	△920	△1,069
法人税等の支払額	△4,324	△4,628
法人税等の還付額	68	164
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,445	25,931
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の売却による収入	—	2,761
有形固定資産の取得による支出	△6,062	△20,149
投資有価証券の取得による支出	△18,756	△59,322
投資有価証券の売却による収入	26,118	33,741
保険積立金の解約による収入	—	28,402
貸付金の回収による収入	300	500
その他	△10,320	△15,378
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,720	△29,445
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	30,000	—
長期借入金の返済による支出	△31,900	△3,000
配当金の支払額	△188	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,088	△3,020
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	13,636	△6,535
現金及び現金同等物の期首残高	118,632	132,269
現金及び現金同等物の期末残高	※ 132,269	※ 125,734

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	子会社は全て連結しております。当該連結子会社は㈱エリアクレスト不動産コンサルティング及び㈱エリアクレスト店舗&オフィスの2社であります。	子会社は全て連結しております。当該連結子会社は㈱エリアクレスト不動産コンサルティング及び㈱エリアクレスト店舗&オフィスの2社であります。
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用対象となる関連会社はありません。	同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>①有価証券                      その他有価証券                      (営業投資有価証券を含む)</p> <p>時価のあるもの                      決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの                      移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>①有価証券                      その他有価証券</p> <p>時価のあるもの                      同左</p> <p>時価のないもの                      同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>①有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～50年 器具及び備品 4年～15年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>③長期前払費用 定額法を採用しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)
(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>②営業投資有価証券の会計処理 営業目的による投資により、一時的に営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすことありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから当該営業投資先は子会社及び関連会社に該当しないものとし、連結の範囲に含めておらず、また、持分法も適用しておりません。</p>	<p>①消費税等の会計処理 同左</p> <p>—————</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	—————
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	—————

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)
—————	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月 31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月 31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ1,200千円増加し、税金等調整前当期純損失は2,600千円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)
—————	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において、流動資産の「営業投資有価証券」については区分掲記しておりましたが、平成22年 8月 31日にその他事業(経営コンサルティング事業及び投資事業)を廃止したことから、当連結会計年度において固定資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。 なお、当連結会計年度の「投資有価証券」に含まれる「営業投資有価証券」は5,966千円であります。</p>

前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
—————	(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
—————	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年6月30日)	当連結会計年度 (平成23年6月30日)
—————	—————

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
※1. 固定資産除却損の内訳 工具、器具及び備品                    488千円 車両運搬具                                16千円 —————	※1. 固定資産売却益の内訳 車両運搬具                                1,109千円  ※2. 固定資産売却損の内訳 車両運搬具                                175千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	478千円
計	478千円

※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	△3,005千円
計	△3,005千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年7月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	225,000	—	—	225,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,029	—	—	15,029

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式(株)			
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	2,400	—	680	1,720
	第3回新株予約権	普通株式	440	—	—	440
合計			2,840	—	680	2,160

(注) 第2回新株予約権の当期減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年7月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	225,000	—	—	225,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,029	—	—	15,029



3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,739
合計			—	—	—	—	3,739

4. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上の現金及び預金勘定とは、同額であります。	※ 同左

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
—	—

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等とし、また、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す体制としております。会員権は、会員権相場の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、日刊新聞又は会員権取扱店(インターネットサイト含)等にて相場(時価)の把握を行っております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	132,269	132,269	—
(2) 売掛金	87,902		
貸倒引当金	(※) △2,149		
	85,753	85,753	—
(3) 投資有価証券	30,706	30,706	—
(4) 敷金及び保証金	30,234	24,126	△6,108
(5) 会員権	43,583	26,000	△17,583
資産計	322,545	298,854	△23,691
(1) 買掛金	27,820	27,820	—
(2) 長期借入金	28,500	28,500	—
負債計	56,320	56,320	—

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。
- (4) 敷金及び保証金  
これらは主に本社の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利子率で割り引いた現在価値によって算定しております。
- (5) 会員権  
これらの時価については、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等の相場によっております。

#### 負債

- (1) 買掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 長期借入金  
これらは元金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	39,501

これらについては、市場価格がなく、かつキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	132,269	—	—	—
売掛金	87,902	—	—	—
合計	220,171	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等とし、また、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す体制としております。敷金及び保証金は、主として本社の賃貸借契約に伴い支払った敷金及び子会社のプロパティマネジメント事業に係る賃貸借契約に伴い支払った保証金からなり、相手先の信用リスクに晒されております。会員権は、会員権相場の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、日刊新聞又は会員権取扱店(インターネットサイト含)等にて相場(時価)の把握を行っております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	125,734	125,734	—
(2) 売掛金	50,987		
貸倒引当金 (※1)	△2,338		
	48,649	48,649	—
(3) 投資有価証券	64,505	64,505	—
(4) 敷金及び保証金 (※2)	39,439	38,483	△956
(5) 会員権	41,924	26,480	△15,444
資産計	320,251	303,851	△16,400
(1) 買掛金	15,608	15,608	—
(2) 長期借入金	25,500	25,500	—
負債計	41,108	41,108	—

(※) 1. 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

2. 「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。
- (4) 敷金及び保証金  
これらの時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もった上で、回収可能性を反映した受取見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利率で割り引いた現在価値によって算定しております。
- (5) 会員権  
これらの時価については、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等の相場によっております。

### 負債

- (1) 買掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 長期借入金  
これらは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	43,899

これらについては、市場価格がなく、かつキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	125,734	—	—	—
売掛金	50,987	—	—	—
合計	176,721	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)  
前連結会計年度(平成22年6月30日)

1. その他有価証券

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	12,060	11,873	186
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	12,060	11,873	186
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	18,646	27,470	△8,824
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	18,646	27,470	△8,824
合計	30,706	39,343	△8,637

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 50,342千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	19,971	2,903	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	6,147	—	3,358
(3) その他	—	—	—
合計	26,118	2,903	3,358

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について5,134千円(その他有価証券で時価のない株式等5,134千円)減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成23年6月30日）

1. その他有価証券

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	27,487	25,443	2,044
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	27,487	25,443	2,044
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	37,018	45,382	△8,364
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	37,018	45,382	△8,364
合計	64,505	70,825	△6,319

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 43,899千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成22年7月1日 至平成23年6月30日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	33,741	5,300	—
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	33,741	5,300	—

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について5,833千円（その他有価証券で時価のない株式等5,833千円）減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(平成22年6月30日現在)

当社は退職給付制度を採用していないので、該当事項はありません。

当連結会計年度(平成23年6月30日現在)

当社は退職給付制度を採用していないので、該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年7月1日至平成22年6月30日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社顧問 3名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 9,200株	普通株式 800株
付与日	平成15年10月8日	平成15年10月20日
権利確定条件	権利確定条件は付与されておりません。	権利確定条件は付与されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年1月1日～ 平成24年12月31日	平成16年1月1日～ 平成24年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	2,400	440
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	680	—
未行使残	1,720	440

②単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	25,000	32,800
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,739千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社顧問 3名	当社取締役 2名 当社監査役 3名	当社従業員 2名
株式の種類及びストック・オプションの数 (注)	普通株式 9,200株	普通株式 800株	普通株式 9,250株	普通株式 2,000株
付与日	平成15年10月8日	平成15年10月20日	平成22年11月8日	平成22年11月8日
権利確定条件	権利確定条件は付与されておりません。	権利確定条件は付与されておりません。	権利確定条件は付与されておりません。	権利確定条件は付与されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年1月1日～ 平成24年12月31日	平成16年1月1日～ 平成24年12月31日	平成24年11月9日～ 平成32年10月15日	平成24年11月9日～ 平成32年10月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	9,250	2,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	9,250	2,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	1,720	440	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	20	200	—	—
未行使残	1,700	240	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	25,000	32,800	1,847	1,847
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	997	997

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第5回新株予約権・第6回新株予約権
株価変動性 (注) 1	70.708%
予想残存期間 (注) 2	6年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.429%

(注) 1. 6年間(平成16年11月5日から平成22年11月5日)の週次株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成22年6月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年6月30日)	当連結会計年度 (平成23年6月30日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">505,255千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">2,978千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">2,976千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">4,674千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,515千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,764千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">521,165千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△517,650千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,515千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">214.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">31.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増加額</td> <td style="text-align: right;">△257.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税率等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">31.1%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	505,255千円	営業投資有価証券評価損	2,978千円	投資有価証券評価損	2,976千円	貸倒引当金繰入超過額	4,674千円	その他有価証券評価差額金	3,515千円	その他	1,764千円	繰延税金資産小計	521,165千円	評価性引当額	△517,650千円	繰延税金資産合計	3,515千円	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	214.1%	住民税均等割	31.0%	評価性引当額の増加額	△257.2%	その他	2.5%	税効果会計適用後の法人税率等の負担率	31.1%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">506,300千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">5,892千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">4,970千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,572千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">4,867千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">524,604千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△522,031千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,572千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△24.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">△3.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増加額</td> <td style="text-align: right;">△16.4%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税率等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">△3.1%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	506,300千円	投資有価証券評価損	5,892千円	貸倒引当金繰入超過額	4,970千円	その他有価証券評価差額金	2,572千円	その他	4,867千円	繰延税金資産小計	524,604千円	評価性引当額	△522,031千円	繰延税金資産合計	2,572千円	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	△24.0%	住民税均等割	△3.1%	評価性引当額の増加額	△16.4%	その他	△0.3%	税効果会計適用後の法人税率等の負担率	△3.1%
繰延税金資産																																																																			
繰越欠損金	505,255千円																																																																		
営業投資有価証券評価損	2,978千円																																																																		
投資有価証券評価損	2,976千円																																																																		
貸倒引当金繰入超過額	4,674千円																																																																		
その他有価証券評価差額金	3,515千円																																																																		
その他	1,764千円																																																																		
繰延税金資産小計	521,165千円																																																																		
評価性引当額	△517,650千円																																																																		
繰延税金資産合計	3,515千円																																																																		
法定実効税率	40.7%																																																																		
(調整)																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	214.1%																																																																		
住民税均等割	31.0%																																																																		
評価性引当額の増加額	△257.2%																																																																		
その他	2.5%																																																																		
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	31.1%																																																																		
繰延税金資産																																																																			
繰越欠損金	506,300千円																																																																		
投資有価証券評価損	5,892千円																																																																		
貸倒引当金繰入超過額	4,970千円																																																																		
その他有価証券評価差額金	2,572千円																																																																		
その他	4,867千円																																																																		
繰延税金資産小計	524,604千円																																																																		
評価性引当額	△522,031千円																																																																		
繰延税金資産合計	2,572千円																																																																		
法定実効税率	40.7%																																																																		
(調整)																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	△24.0%																																																																		
住民税均等割	△3.1%																																																																		
評価性引当額の増加額	△16.4%																																																																		
その他	△0.3%																																																																		
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	△3.1%																																																																		

## (資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年6月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社ビルの建物賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度の期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は6,000千円です。また、資産除去債務の総額の当期における増減はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

	不動産ソリューション事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	735,597	—	735,597	—	735,597
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	735,597	—	735,597	—	735,597
営業費用	443,966	9,804	453,770	269,774	723,545
営業利益又は営業損失 (△)	291,630	△9,804	281,826	△269,774	12,051
II 資産、減価償却費及び 資本的支出					
資産	310,676	32,793	343,470	254,751	598,222
減価償却費	50,887	2,946	53,833	2,946	56,780
資本的支出	5,586	757	6,344	757	7,102

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主要な内容

(1)不動産ソリューション事業……プロパティマネジメント事業、アウトソーシング事業

(2)その他の事業……経営コンサルティング事業・投資事業

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、親会社本社の総務部門等管理部門にかかる費用であり、当連結会計年度は269,774千円であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であり、当連結会計年度は254,751千円であります。

5. 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

6. 平成22年8月31日に、その他の事業(経営コンサルティング事業及び投資事業)を廃止しております。

なお、この事業廃止による当社の業績への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)において、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)において、海外売上高がないため該当事項はありません。

**【セグメント情報】**

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

当社グループは、平成22年8月31日に、その他の事業（経営コンサルティング事業及び投資事業）を廃止しております。したがって、不動産ソリューション事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

「生産、受注及び販売の状況」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当連結会計年度（自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成21年7月1日 至平成22年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	清原 雅人	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接34.2	連結子会社銀行借入に対する債務被保証	連結子会社銀行借入に対する債務被保証	28,500	—	—

(注) 銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自平成22年7月1日 至平成23年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び個人主要株主	清原 雅人	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接34.2	連結子会社銀行借入に対する債務被保証	連結子会社銀行借入に対する債務被保証	25,500	—	—

(注) 銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自平成21年7月1日 至平成22年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成22年7月1日 至平成23年6月30日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり純資産額	2,261円81銭	2,025円60銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	16円59銭	△242円75銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	－円－銭	－円－銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	3,483	△50,970
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	3,483	△50,970
期中平均株式数(千株)	209	209
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成15年9月28日株主総会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 1(千株) 平成15年9月28日株主総会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 0(千株)	平成15年9月28日株主総会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 1(千株) 平成15年9月28日株主総会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 0(千株) 平成22年9月28日株主総会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 9(千株) 平成22年9月28日株主総会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 2(千株)

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)</p>
<p>ストックオプションとしての新株予約権の発行</p> <p>(1) 平成22年9月28日開催の第11回定時株主総会において、当社の業績向上に対する貢献意欲を高めるため、現在の取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠に、当社の取締役に対しては年額10百万円（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）を限度に、当社の監査役に対しては年額3百万円を限度にストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることを決議いたしました。</p> <p>① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数            新株予約権の総数は、取締役に対しては150個、監査役に対しては35個を発行する新株予約権の数の上限とする。            新株予約権の目的である株式の種類及び数は、取締役については普通株式7,500株を、監査役については普通株式1,750株を上限とする。            各新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式50株とする。            なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。            但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  <math display="block">\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}</math>            また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額            各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。            なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	<p>—————</p>

前連結会計年度  
(自 平成21年 7月 1日  
至 平成22年 6月30日)

当連結会計年度  
(自 平成22年 7月 1日  
至 平成23年 6月30日)

$$\frac{\text{調整後 払込価額}}{\text{調整前 払込価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- ③ 新株予約権の権利行使期間  
割当日（募集事項を決定する当社取締役会決議の日）後2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)</p>
<p>⑦ 組織再編等に伴う取扱い</p> <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>ホ. 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記④に準じて決定する。</p> <p>ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>チ. 新株予約権の取得条項</p> <p>上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)</p>
<p>⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の内容 その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。</p> <p>(2) 平成22年9月28日開催の第11回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的として、当社の従業員に特に有利な条件でストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。</p> <p>① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数 新株予約権の総数は、40個を発行する新株予約権の数の上限とする。新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式2,000株を上限とする。各新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式50株とする。 なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。 但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。 なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)</p>
<div style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{調整後 既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{調整前 既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{\text{払込価額}}{\text{払込価額}}</math> </div> <p>上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>③ 新株予約権の権利行使期間 割当日（募集事項を決定する当社取締役会決議の日）後2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>_____</p> </div>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)</p>
<p>⑦ 組織再編等に伴う取扱い</p> <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>ホ. 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記④に準じて決定する。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>



<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)</p>
<p>ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>チ. 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の内容 その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,000	3,000	2.50	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	25,500	22,500	2.50	平成24年～31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	28,500	25,500	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,000	3,000	3,000	3,000

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	第2四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	第3四半期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	第4四半期 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高 (千円)	165,519	141,638	149,528	139,011
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失金額 (△) (千円)	2,360	△29,734	△8,623	△13,432
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (千円)	1,973	△30,139	△9,021	△13,782
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	9.40	△143.54	△42.97	△65.64

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年6月30日)	当事業年度 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	82,669	90,839
営業投資有価証券	10,841	—
前払費用	12,959	6,256
未収入金	※1 288,591	※1 248,665
その他	945	1,268
流動資産合計	396,006	347,030
固定資産		
有形固定資産		
建物	95,295	95,740
減価償却累計額	△51,577	△57,896
建物（純額）	43,717	37,844
工具、器具及び備品	200,646	207,146
減価償却累計額	△170,326	△178,391
工具、器具及び備品（純額）	30,319	28,755
車両運搬具	19,784	11,284
減価償却累計額	△12,340	△8,115
車両運搬具（純額）	7,443	3,168
土地	32	32
有形固定資産合計	81,513	69,800
無形固定資産		
ソフトウェア	27,716	8,167
電話加入権	1,129	1,129
無形固定資産合計	28,846	9,296
投資その他の資産		
投資有価証券	70,207	108,405
関係会社株式	257,500	222,500
長期貸付金	※1 97,860	※1 97,360
会員権	43,583	41,924
差入保証金	20,629	17,134
保険積立金	72,381	53,521
長期前払費用	1,234	1,746
繰延税金資産	3,515	2,572
その他	566	500
貸倒引当金	△9,800	△9,800
投資その他の資産合計	557,677	535,864
固定資産合計	668,037	614,962
資産合計	1,064,044	961,992

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年6月30日)	当事業年度 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	47,352	30,934
未払法人税等	2,570	995
預り金	2,011	1,875
流動負債合計	51,934	33,806
負債合計	51,934	33,806
純資産の部		
株主資本		
資本金	991,100	991,100
資本剰余金		
その他資本剰余金	418,976	418,976
資本剰余金合計	418,976	418,976
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△144,602	△233,640
利益剰余金合計	△144,602	△233,640
自己株式	△248,241	△248,241
株主資本合計	1,017,232	928,194
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,121	△3,747
評価・換算差額等合計	△5,121	△3,747
新株予約権	—	3,739
純資産合計	1,012,110	928,186
負債純資産合計	1,064,044	961,992

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	※1 345,600	※1 241,740
売上原価	903	—
売上総利益	344,697	241,740
販売費及び一般管理費		
役員報酬	68,200	58,380
給与手当	26,608	35,722
法定福利費	8,386	9,003
求人費	620	840
広告宣伝費	10,634	4,886
減価償却費	56,065	36,893
地代家賃	11,908	9,607
交際費	26,536	25,501
通信費	9,046	8,277
旅費及び交通費	8,087	7,153
顧問料	15,451	13,785
支払手数料	49,175	41,087
業務委託費	19,525	8,845
その他	18,181	32,908
販売費及び一般管理費合計	328,428	292,894
営業利益又は営業損失(△)	16,268	△51,154
営業外収益		
受取利息	※1 1,976	※1 2,129
受取配当金	294	789
その他	1,907	1,299
営業外収益合計	4,178	4,218
営業外費用		
支払利息	477	284
営業外費用合計	477	284
経常利益又は経常損失(△)	19,969	△47,220
特別利益		
投資有価証券売却益	2,903	5,300
固定資産売却益	—	※2 1,109
特別利益合計	2,903	6,410

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 175
投資有価証券売却損	3,358	—
投資有価証券評価損	5,134	5,833
関係会社株式評価損	—	35,000
会員権評価損	—	1,659
事務所移転費用	540	590
保険解約損	—	776
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,400
その他	350	1,835
特別損失合計	9,383	47,271
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	13,489	△88,081
法人税、住民税及び事業税	952	956
法人税等合計	952	956
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,536	△89,038

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)		当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 営業投資有価証券原価 売上原価		903	100.0	—	—
		903	100.0	—	—

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	991,100	991,100
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	991,100	991,100
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	418,976	418,976
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	418,976	418,976
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△157,139	△144,602
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	12,536	△89,038
当期変動額合計	12,536	△89,038
当期末残高	△144,602	△233,640
自己株式		
前期末残高	△248,241	△248,241
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△248,241	△248,241
株主資本合計		
前期末残高	1,004,695	1,017,232
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	12,536	△89,038
当期変動額合計	12,536	△89,038
当期末残高	1,017,232	928,194
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△2,116	△5,121
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,005	1,374
当期変動額合計	△3,005	1,374
当期末残高	△5,121	△3,747



(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	—	—
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	3,739
当期変動額合計	—	3,739
当期末残高	—	3,739
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	1,002,578	1,012,110
<b>当期変動額</b>		
当期純利益又は当期純損失（△）	12,536	△89,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,005	5,114
当期変動額合計	9,531	△83,924
当期末残高	1,012,110	928,186

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 (営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。</p> <p>平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8年～50年 器具及び備品 4年～15年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 営業投資有価証券の会計処理方法 営業目的による投資により、一時的に営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから当該営業投資先は子会社及び関連会社に該当しないものとしております。	(1) 消費税等の会計処理方法 同左 —————

【重要な会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
—————	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ1,200千円増加し、税引前当期純損失は2,600千円増加しております

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
—————	(貸借対照表) 前期において、流動資産の「営業投資有価証券」については区分掲記しておりましたが、平成22年8月31日にその他事業(経営コンサルティング事業及び投資事業)を廃止したことから、当期において固定資産の「投資有価証券」に含めて表示しております。 なお、当期の「投資有価証券」に含まれる「営業投資有価証券」は5,966千円であります。

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
(損益計算書) 前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「交際費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。 なお、前期における「交際費」の金額は22,368千円であります。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年6月30日)	当事業年度 (平成23年6月30日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未収入金 278,331千円 長期貸付金 80,000千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未収入金 246,494千円 長期貸付金 80,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 売上高 345,600千円 受取利息 1,960千円 ————— —————	※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 売上高 241,740千円 受取利息 1,960千円 ※2. 固定資産売却益の内訳 車両運搬具 1,109千円 ※3. 固定資産売却損の内訳 車両運搬具 175千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式 普通株式	15,029	—	—	15,029
合計	15,029	—	—	15,029

当事業年度（自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式 普通株式	15,029	—	—	15,029
合計	15,029	—	—	15,029

(リース取引関係)

前事業年度（自平成21年 7月 1日 至平成22年 6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年 7月 1日 至平成23年 6月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（自平成21年 7月 1日 至平成22年 6月30日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式257,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自平成22年 7月 1日 至平成23年 6月30日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式222,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)	当事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 209,734千円</p> <p>営業投資有価証券評価損 2,978千円</p> <p>投資有価証券評価損 2,514千円</p> <p>関係会社株式評価損 90,761千円</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 3,988千円</p> <p>その他有価証券評価差額 3,515千円</p> <p>その他 1,284千円</p> <p>繰延税金資産小計 314,777千円</p> <p>評価性引当額 △311,262千円</p> <p>繰延税金資産合計 3,515千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 218,550千円</p> <p>投資有価証券評価損 5,430千円</p> <p>関係会社株式評価損 105,006千円</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 3,988千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 2,572千円</p> <p>その他 3,638千円</p> <p>繰延税金資産小計 339,186千円</p> <p>評価性引当額 △336,613千円</p> <p>繰延税金資産合計 2,572千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.7%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 80.1%</p> <p>住民税均等割 7.0%</p> <p>評価性引当金の増加額 △122.6%</p> <p>その他 1.8%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.1%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.7%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 △11.8%</p> <p>住民税均等割 △1.1%</p> <p>評価性引当額の増加額 △28.8%</p> <p>その他 △0.1%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 △1.1%</p>

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末 (平成23年6月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社ビルの建物賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は6,000千円であります。また、資産除去債務の総額の当期における増減はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり純資産額	4,820円24銭	4,402円73銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	59円71銭	△424円05銭
	－円－銭	－円－銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	12,536	△89,038
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失(△)(千円)	12,536	△89,038
期中平均株式数(千株)	209	209
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり当期純利益金額の 算定に含まれなかった潜在株式の概 要	平成15年9月28日株主総会決議スト ックオプション(新株予約権) 普通株式 1(千株) 平成15年9月28日株主総会決議スト ックオプション(新株予約権) 普通株式 0(千株)	平成15年9月28日株主総会決議スト ックオプション(新株予約権) 普通株式 1(千株) 平成15年9月28日株主総会決議スト ックオプション(新株予約権) 普通株式 0(千株) 平成22年9月28日株主総会決議スト ックオプション(新株予約権) 普通株式 9(千株) 平成22年9月28日株主総会決議スト ックオプション(新株予約権) 普通株式 2(千株)



(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月30日)	当事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)
<p>ストックオプションとしての新株予約権の発行</p> <p>(1) 平成22年9月28日開催の第11回定時株主総会において、当社の業績向上に対する貢献意欲を高めるため、現在の取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠に、当社の取締役に対しては年額10百万円（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）を限度に、当社の監査役に対しては年額3百万円を限度にストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることを決議いたしました。</p> <p>① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数 新株予約権の総数は、取締役に対しては150個、監査役に対しては35個を発行する新株予約権の数の上限とする。 新株予約権の目的である株式の種類及び数は、取締役については普通株式7,500株を、監査役については普通株式1,750株を上限とする。 各新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式50株とする。 なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。 但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。 なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	

前事業年度  
(自 平成21年7月1日  
至 平成22年6月30日)

当事業年度  
(自 平成22年7月1日  
至 平成23年6月30日)

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{払込価額} \quad \text{払込価額} \end{array}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- ③ 新株予約権の権利行使期間  
割当日（募集事項を決定する当社取締役会決議の日）後2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)</p>
<p>⑦ 組織再編等に伴う取扱い</p> <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>ホ. 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記④に準じて決定する。</p> <p>ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>チ. 新株予約権の取得条項</p> <p>上記⑥に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)</p>
<p>⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の内容 その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。</p> <p>(2) 平成22年9月28日開催の第11回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的として、当社の従業員に特に有利な条件でストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。</p> <p>① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数 新株予約権の総数は、40個を発行する新株予約権の数の上限とする。新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式2,000株を上限とする。各新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式50株とする。 なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。 但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。 なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

前事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)
$\frac{\text{調整後 払込価額}}{\text{調整前 払込価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{時価}$ <p>上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p> <p>③ 新株予約権の権利行使期間 割当日（募集事項を決定する当社取締役会決議の日）後2年を経過した日より8年以内で当社取締役会が定める期間とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の取得条項 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 7月 1日 至 平成22年 6月 30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月 30日)</p>
<p>⑦ 組織再編等に伴う取扱い</p> <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>ホ. 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記④に準じて決定する。</p> <p>ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>チ. 新株予約権の取得条項 上記⑥に準じて決定する。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)</p>
<p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。</p> <p>⑩ その他の新株予約権の内容 その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
		(株)コンサルティングファーム	300	37,500
		ジャパンベストレスクューシステム(株)	280	21,280
		東京電力(株)	60,000	19,560
		その他(14銘柄)	—	29,631
		小計	—	107,971

## 【その他】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(千円)
		出資証券(2銘柄)	—	433
		小計	—	433

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	95,295	445	—	95,740	57,896	6,318	37,844
工具、器具及び備品	200,646	6,500	—	207,146	178,391	8,064	28,755
車両運搬具	19,784	—	8,499	11,284	8,115	2,446	3,168
土地	32	—	—	32	—	—	32
有形固定資産計	315,758	6,945	8,499	314,203	244,402	16,829	69,800
無形固定資産							
ソフトウェア	347,296	—	—	347,296	339,129	19,549	8,167
電話加入権	1,129	—	—	1,129	—	—	1,129
無形固定資産計	348,426	—	—	348,426	339,129	19,549	9,296
長期前払費用	2,039	1,310	600	2,750	1,003	798	1,746
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次の通りであります。

建物 パーテーション 445千円  
 工具、器具及び備品 電光掲示板 6,500千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次の通りであります。

車両運搬具 車両売却 8,499千円



【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,800	—	—	—	9,800

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a. 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	190
預金の種類	
当座預金	9
普通預金	81,850
別段預金	8,789
計	90,648
合計	90,839

ロ. 未収入金

相手先	金額 (千円)
(株)エリアクエスト不動産コンサルティング	137,567
(株)エリアクエスト店舗&オフィス	108,927
その他	2,170
合計	248,665

ハ. 関係会社株式

相手先	金額 (千円)
(株)エリアクエスト不動産コンサルティング	222,500
(株)エリアクエスト店舗&オフィス	0
合計	222,500

ニ. 長期貸付金

相手先	金額 (千円)
(株)エリアクエスト店舗&オフィス	80,000
その他	17,360
合計	97,360

ホ. 保険積立金

相手先	金額 (千円)
明治安田生命保険相互会社	53,521
合計	53,521

b. 負債の部

イ. 未払金

相手先	金額 (千円)
役員、従業員	20,458
トヨタファイナンス㈱	7,769
その他	2,705
合計	30,934

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://www.area-quest.com">http://www.area-quest.com</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日）平成22年9月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年9月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）平成23年5月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成22年10月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月29日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

## 霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 劔持 俊夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 船井 宏昌 ㊞  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エリアクエストの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年9月28日開催の定時株主総会においてストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議している。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エリアクエストの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エリアクエストが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年9月29日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

## 霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小林 和夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 船井 宏昌 ㊞  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エリアクエストの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エリアクエストの平成23年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エリアクエストが平成23年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年9月29日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

## 霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 劔持 俊夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 船井 宏昌 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エリアクエストの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエストの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年9月28日開催の定時株主総会においてストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

平成23年9月29日

株式会社エリアクエスト

取締役会 御中

## 霞が関監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小林 和夫 ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 船井 宏昌 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エリアクエストの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエストの平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。